

食安輸発第0912001号  
平成17年9月12日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331001号にて通知したところですが、先般、輸入時のモニタリング検査において、ブラジル産鶏肉からエンロフロキサシンを検出したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願いいたします。

なお、平成17年3月31日付け食安輸発第0331001号の別表1を別添のとおり改めます。

#### 記

1. 製品検査の対象食品  
ブラジル産鶏肉（製造者 KAEFER AVICULTURA LTDA. (SIF:1672) で処理されたものに限る。）
2. 検査の項目  
エンロフロキサシン
3. 検査の頻度  
輸入届出ごとの全ロットについて輸入者に対し製品検査を受けることを命ずること。
4. 試験品の採取方法  
平成17年3月31日付け食安輸発第0331001号別表2の4によること。
5. 検査の方法  
平成17年8月15日付け食安監発第0815002号「鶏肉におけるエンロフロキサシン分析法について」によることとし、筋肉部について検査を実施すること。
6. 検査を受けることを命ずる具体的理由  
エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
7. 備考  
エンロフロキサシンが検出された場合にあっては、食品衛生法第11条違反として措置すること。